

「文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について

1. 背景

令和 8 年 5 月 27 日に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 23 号。以下「改正法」という。）が公布された。改正法は公布の日から起算して 6 か月を超えない範囲において政令で定める日から施行することとされているところ、施行に伴い、文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成 20 年文部科学省・農林水産省・国土交通省令第 1 号。以下「施行規則」という。）について所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

①住民等による歴史的風致維持向上計画の提案に必要な書類について

改正法により、住民等（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「地域歴史的風致法」という。）第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる土地であって一体として歴史的風致を維持及び向上すべき一団の土地の区域であって一定の規模以上のものについて所有権等を有する者）が市町村に対し歴史的風致維持向上計画の策定又は変更にかかる提案ができるようになったところ、当該提案の際に必要な提出書類について、

- ・ 提案書
 - ・ 歴史的風致維持向上計画の素案
 - ・ 地域歴史的風致法第 10 条の 2 第 2 項の同意を得たことを証する書類
- を規定する。

②固有魅力維持向上区域における歴史的風致維持向上計画の提案に必要な書類について

改正法により、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）において固有魅力維持向上区域に関する制度が創設され、当該区域内においては、都市再生推進法人が市町村に対し、歴史的風致維持向上計画の策定又は変更の提案を行うことができるようになったところ、当該提案の際に必要な提出書類について、

- ・ 提案書
 - ・ 歴史的風致維持向上計画の素案
 - ・ 都市再生特別措置法第 62 条の 16 第 2 項において準用する地域歴史的風致法第 10 条の 2 第 2 項の同意を得たことを証する書類
- を規定する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行 令和 8 年 11 月下旬（改正法の施行の日）